

令和6年度 U・Iターン就職促進事業業務委託企画提案募集要領

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施します。

1 趣旨

主に県外大学に在学する学生に対し、県内企業や本県で働く魅力を知ってもらい、県内への就職を促進するため、県内にU・Iターン就職した若手職員や、来春県内企業等に入社予定のU・Iターン就職内定者との座談会（以下「座談会」という。）を開催する。

また、県内企業の人材確保を図り、本県産業の持続的な発展を促進するため、地元・地方での就職を検討している、主に県外在住の学生や求職者等が、県内の企業研究や業界研究を深め、企業選択の一助となることを目的として、「やまなしU・Iターン企業研究会（以下「企業研究会」という。）」をオンライン上で開催する。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和6年度 U・Iターン就職促進事業業務

(2) 業務内容

別添「令和6年度 U・Iターン就職促進事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 委託料上限額

4,006,750円（消費税及び地方消費税額相当額を含む）

※この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

※委託業務に係る全ての経費を含む。

(4) 履行期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

3 企画提案に係る日程

(1) 企画提案募集開始	令和6年7月11日（木）
(2) 質問書提出期限	令和6年7月22日（月）午後5時
(3) 質問回答	令和6年7月24日（水）
(4) 参加表明書の提出期限	令和6年7月26日（金）午後5時
(5) 企画書の提出期限	令和6年8月1日（木）午後5時
(6) プレゼンテーション審査（予定）	令和6年8月8日（木）
(7) 審査結果通知、契約締結、事業着手	令和6年8月中旬以降

4 企画提案への参加表明について

(1) 提案参加資格

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であ

ること。

- ②物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する物品等入札参加資格者名簿に登録されている者又は契約までに名簿に登録見込みの者であること。
- ③この公告の日から企画提案審査の日までの間に山梨県から「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」または「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- ④県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる者でないこと。
- ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

（2）企画提案への参加申込書の提出

- ①提出期間 令和6年7月11日（木）から令和6年7月26日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第6号）に定める県の休日（以下「休日」という。）を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- ②提出先 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 県庁別館3階
山梨県多様性社会・人材活躍推進局労政人材育成課 地域雇用担当
電子メール jinzai-bank@pref.yamanashi.lg.jp
- ③提出方法 持参、郵送（提出期間内必着）又は電子メールとするが、可能な限り郵送又は電子メールでの提出とすること。なお、電子メールの場合は、後日原本を提出すること。
- ④提出書類 企画提案参加表明書（様式1）、誓約書（様式2）及び山梨県における物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有していること又は契約時までに有する見込みであることが分かる書類（様式任意）
- ⑤その他 郵送又は電子メールにより、④の提出書類を受け付けた場合には、事務局（12 事務局に記載。以下同じ。）から電話で確認の連絡を行うので、送付後2日以内（土曜・日曜日を除く）に連絡がない場合には、事務局に問い合わせること。

（3）参加表明後の辞退

参加表明後に企画提案書類の提出を辞退する場合は、「辞退届出書」（様式3）によるものとし、企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはない。

5 企画提案に係る質問について

- (1) 受付期間 令和6年7月11日(木)から令和6年7月22日(月) **午後5時まで**
- (2) 提出先 山梨県多様性社会・人材活躍推進局労政人材育成課 地域雇用担当
電子メール jinzai-bank@pref.yamanashi.lg.jp
- (3) 提出方法 電子メールとする。件名を「U・Iターン就職促進事業業務委託企画提案公募に関する質問」とし、電話にて事務局にメールの受信確認を行うこと。
- (4) 提出書類 質問書(様式4)
- (5) その他 質問に対する回答は、令和6年7月24日(水)までに質問者へ電子メールで送付及びホームページに掲載する。

6 企画書の提出について

- (1) 提出期間 令和6年7月23日(火)から令和6年8月1日(木)までの県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。
- (2) 提出先 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 県庁別館3階
山梨県多様性社会・人材活躍推進局労政人材育成課 地域雇用担当
電子メール jinzai-bank@pref.yamanashi.lg.jp
- (3) 提出方法 持参、郵送(提出期間内必着)又は電子メールでの提出とするが、可能な限り郵送又は電子メールでの提出とすること。なお、電子メールでの提出の場合は、後日(6)に記載のとおり所要部数を提出すること。
- (4) 提出書類 以下の①~④を1セットとし、これを企画書と呼ぶ。
 - ①企画提案書(任意様式)
 - ②会社・業務概要書(様式5)
 - ③実績報告書(様式6)
 - ④見積書(任意様式)
- (5) 提案数 1者1案のみとする。
- (6) 提出部数 5部(A4判 正本1部、副本4部)
※パンフレット等の添付書類がある場合は、別綴りとすること。
- (7) 作成にあたっての留意点
 - ①提出書類は原則としてA4判で作成し、文字は10.5ポイント以上、上下左右に20mm以上の余白を設定すること。(A3判の仕様はやむを得ない場合のみに限ることとし、その場合は片面、Z折りとする。)
 - ②(4)①の企画提案書は両面印刷とする。(用紙が縦の場合は左右開き、横の場合は上下開きとする。)ただし、構成上必要な部分においては片面でも良い。
 - ③表紙・目次(添付書類一覧表を含む)を付け、ページ下にはページ番号を付番すること。
 - ④提案内容は、考え方や実現方法等について、表や図等も活用しながら分かりやすく、かつ簡潔・明瞭に記載すること。
- (8) 提出書類の内容
 - ①企画提案書には別に定める仕様書に基づき、具体的な取組方針、業務スケジュール、実施体制、実施方法等を記載し、提出すること。
 - ②仕様書に記載されていない事項であっても、業務の推進・目的達成のために必要と認められる事項については、委託料の上限額の範囲内で、積極的に提案すること。

③できる限り「令和6年度 U・Iターン就職促進事業業務委託企画提案公募審査基準」(以下「審査基準」という。)の項目に沿って企画提案書の作成を行うこと。また、特徴や利用者にとって有益と考えられる追加提案や独自のアイデア等がある場合は、分かりやすく記載すること。

④見積書については次のとおりとする。

ア 見積額は「一式」ではなく、項目ごとに記載すること。(広報費、賃借料、通信費、消耗品費等)

イ 見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を基準に契約の協議を行うので、企画書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を見積書に記載すること。

ウ 積算根拠は仕様書を参考に可能な限り詳細に記載すること。

(9) その他

①郵送又は電子メールにより企画書を受け付けた場合には、事務局から電話で確認の連絡を行うので、送付後2日以内(土曜・日曜日を除く)に連絡がない場合には、事務局に問い合わせること。

②提出期限後における企画書の再提出、差し替えは一切認めない。

7 企画提案等のプレゼンテーションについて

(1) 日時・場所 令和6年8月8日(木)(予定)

※開催方式はオンライン(zoom ミーティング)とする。

※時間及びID、パスワード等は別途通知する。

(2) 所要時間 ①企画提案の説明:20分 ②質疑応答:20分

(3) 説明資料 企画書の内容について説明すること。

8 審査方法・基準

U・Iターン就職促進事業業務委託審査委員会(以下「審査会」という。)が、企画書の内容及び提案者のプレゼンテーションにより審査する。

企画提案の評価項目と各項目に対する評点は、審査基準のとおりとし、評価の得点が最も高い者を契約締結候補者として選定する。

得点が同一の場合は、審査会において協議の上、順位を決定する。

総得点が1位であっても、仕様書に沿わない場合や審査委員の2名以上が評価点2点未満(配点10点の項目は4点未満)とした評価項目が1つ以上ある場合は契約締結候補者に特定しないことがある。

9 審査結果の通知

(1) 審査結果については、選定・不選定にかかわらず書面により通知する。

(2) 企画提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の企画提案は無効とする。

①企画提案に参加する資格のない者が提案したとき

- ②所定の日時及び場所に企画書を提出しないとき
- ③同一人が2件以上の企画提案をしたとき
- ④企画提案に関してその他不正の行為があったとき
- ⑤見積書の金額が不明な企画提案をしたとき
- ⑥その他、指示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

10 契約の締結等

- (1) 8により選定された提案者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続きを行う。
- (2) 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。
- (3) 契約については、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。
- (4) 契約保証金については、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条第1項に規定する契約保証金を契約締結と同時に納めなければならない。ただし、規則第109条の2に該当する場合はこれを免除するものとする。

11 その他

- (1) 提出された企画書は返却しない。なお、県は提出された書類について、本企画提案以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (2) 企画提案に要する一切の経費は、提案者負担とする。
- (3) 著作権法等の法令を遵守することとし、企画書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

12 事務局（問い合わせ先）

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 県庁別館3階
山梨県多様性社会・人材活躍推進局労政人材育成課 地域雇用担当
電話 055-223-1562
電子メール jinzai-bank@pref.yamanashi.lg.jp

令和6年度U・Iターン就職促進事業業務委託候補者選定の手順及び審査の基準

1 選定の手順

(1) 審査委員による企画提案の審査

○各項目の得点を合計したものを審査点とする。

(2) 委託候補者の選定

○各審査委員の審査点を合計して総合点を算出し、得点の多い順に委託候補者として選定する。

○ただし、次のいずれかに該当する企画提案者は順位にかかわらず委託候補者とししない。

・内容が仕様書に沿わない場合

・審査委員の2名以上が評価点2点（配点10点の項目は4点）以下とした審査項目が1つ以上ある場合

○総合点が同点の者が生じた場合は、審査会において協議の上、順位を決定する。

2 審査基準

区分		評価項目	配点
			80点満点
1	実施計画や事業実施能力・体制 (20)	① 本業務に関連する専門知識やノウハウ等の蓄積があり、類似する業務の実績があるか。	10
		② 本業務を実行する経営体力があり、コンプライアンスや情報管理を的確に行い、本事業を確実かつ効果的に実施する体制を備えているか。	10
2	事業WEBサイトの企画・作成 (10)	③ イベントの実施内容が分かりやすく、参加申込み等の操作方法、視認性等が簡易的で理解できる構成となっているか。	10
3	SNS広告の企画・作成・配信 (20)	④ 事業の目的が県内企業や本県で働く魅力を知ってもらい、県内への就職を促進するためであることを理解し、ターゲットとなる若年層により多く認知されるような企画・運用が提案されているか。	10
		⑤ 効果的な広告とするための工夫がされているか。 (想定視聴数・クリック率等の目標設定は妥当か)	10
4	座談会及び企業研究会の開催 (20)	⑥ 各イベントの内容について工夫を凝らし、参加者や企業が参加しやすいものとなっているか。	10
		⑦ 参加者が県内就職について興味関心を高めることが期待できる内容となっているか。	10
5	価格点 (5)	⑧ 見積価格は妥当か（積算根拠、委託費総額、人件費等）。	5
6	その他 (5)	⑨ その他の追加提案がされているか。	5

配点基準については以下のとおりとする。

5：特に優れている 4：優れている 3：標準 2：やや劣っている 1：特に劣っている

※配点が10点以上の項目は5を標準として、1点単位で評価する